

ノーコード開発プラットフォームツール  
導入等支援業務委託

仕様書

2025年5月

一戸町

## 目次

第1章 基本事項.....	1
1. 1 件名.....	1
1. 2 業務の目的.....	1
1. 3 契約担当課.....	1
1. 4 業務委託期間.....	1
1. 5 支払条件.....	1
1. 6 完了検査.....	1
1. 7 準拠法令等.....	2
第2章 業務の内容.....	2
2. 1 業務の場所.....	2
2. 2 業務の内容.....	2
第3章 契約条件等.....	4
3. 1 受注者としての条件.....	4
3. 2 秘密保持.....	4
3. 3 情報セキュリティの確保.....	5
3. 4 個人情報保護に関する事項.....	5
3. 5 瑕疵担保責任.....	6
3. 6 再委託等.....	6
3. 7 損害賠償、復旧.....	6
3. 8 権利・義務の譲渡.....	7
3. 9 疑義等.....	7

## 第1章 基本事項

### 1. 1 件名

ノーコード開発プラットフォームツール導入支援等業務（以下「本業務」という。）

### 1. 2 業務の目的

本業務は、情報共有にかかるパフォーマンスの向上、業務の簡素化、標準化、システム構築にかかる費用削減などを図り、最終的には「個々の職員がICTを活用した業務改革を推進できる状態」をめざし発注者が必要なライセンスの取得とともに、発注者が円滑に活用できるよう運用をサポートすることを目的とする。

### 1. 3 契約担当課

一戸町政策企画部政策企画課

電話番号 0195-33-4851

F A X 0195-33-3770

### 1. 4 業務委託期間及びライセンス有効期間

#### (1)履行期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

#### (2)ライセンス有効期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

※上記(1)、(2)の期間については5月26日までに契約ができた場合を想定しており契約日が順延した場合、開始日については協議して決定するものとする。

### 1. 5 支払条件

受注者は、業務完了後、一戸町に対し委託料の支払を請求するものとする。一戸町は、受注者から適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

### 1. 6 完了検査

受注者は、業務が完了し、成果物を納入したときは、一戸町が定める様式により、速やかにその旨を通知すること。一戸町は、完了通知のあった日から起算して10日以内に完了検査を行うものとする。なお、完了検査には受注者が立ち会うこと。完了検査後であっても、受注者は、成果物に不備等が認められた場合には、受注者の責任と負担で速やかに必要な修正を行い、再検

査を実施すること。

## 1. 7 準拠法令等

本業務は、本仕様書に定める事項のほか、次に掲げる関係法令・規程等に基づき実施するものとする。

- (1) 一戸町情報セキュリティポリシー
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 一戸町個人情報保護条例
- (4) 一戸町財務規則
- (5) その他関係法令等

## 第2章 業務の内容

### 2. 1 業務の場所

本業務の場所は次に掲げるとおりとする。

No.	業務の概要	業務の場所
(1)	調達アプリケーションの提供	一戸町役場（二戸郡一戸町高善寺字 大川鉢 24 番地 9） 本仕様書「3. 2 秘密保持」、「3. 3 情報セキュリティの確保」及び「3. 4 個人情報保護に関する事項」に定める事項を担保するための十分な措置を講じること
(2)	活用支援業務（概要説明会・アプリ作成研修会）	一戸町役場（二戸郡一戸町高善寺字 大川鉢 24 番地 9） 本仕様書「3. 2 秘密保持」、「3. 3 情報セキュリティの確保」及び「3. 4 個人情報保護に関する事項」に定める事項を担保するための十分な措置を講じること

### 2. 2 業務の内容

#### (1) ノーコード開発プラットフォームツールの導入

受注者は、一戸町の職員（以下「町職員」という。）が利用するためのノーコード開発プラットフォームツールを次の要件により調達し、準備すること。

項目	仕様
製品名 サービス名	サイボウズ株式会社 kintone
ライセンス数	ガバメントスタンダードコース（月額払）：200 ライセンス

導入	受注者は当町からの指示を受け導入作業を実施・支援すること。 (注) 一戸町では現在、「自治体 DX 応援プログラム」を利用し kintone を稼働しているため、稼働中のアプリや入力済みデータ、ユーザデータ等については一戸町と相談の上、必要なデータを新規の環境に移行すること。
----	---

(2) ライセンス許諾の確認に関して

kintoneはサイボウズ株式会社から当該ソフトウェアの使用を許諾する契約となるため、サイボウズ株式会社からのサービス利用開始案内のEメール等で確認を行うこと。

(3) 初心者説明会

受注者は一戸町職員向け初心者説明会を以下要件により実施すること。

項目	仕様・内容
目的	kintone を使ったことがない職員を対象にどんなことができるかを理解してもらおうとともに、簡単なアプリ操作や作成に触れてもらう
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ kintone の概要説明 (30 分程度)</li> <li>・ 他団体事例説明 (30 分程度)</li> <li>・ アプリ操作・作成 (60 分程度)</li> </ul>
実施回数	2 回 (1 日のうちで午前 1 回、午後 1 回を想定)
時間	各回 2 時間程度
参加人数想定	各回 20 人程度
研修端末	研修で使用する端末及びネットワーク回線は一戸町で用意する (講師用の端末についてはこの限りではない)
講師	kintone に精通した講師とサポートを含め 3 人以上を配置すること
撮影について	参加できなかった職員向けに庁内限定で公開するための撮影を許可すること (撮影に関わる資機材は一戸町で用意する)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修内容や開催時期は事前に一戸町と協議の上決定する</li> <li>・ 会場手配や投影機器等は一戸町で準備するが、使用教材等は必要があれば受注者側で印刷・準備すること。</li> </ul>

(4) 中級者研修会

受注者は一戸町職員向け中級者研修会を以下要件により実施すること。

項目	仕様・内容
目的	kintone を利用したことがある職員を対象に、他市町村の実例の紹介と、サンプルアプリの作成を通して実践的なアプリ作成に係るスキルを学ぶ
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他団体事例説明 (30 分程度)</li> </ul>

	・アプリ操作・作成（90分程度）
実施回数	2回（1日のうちで午前1回、午後1回を想定）
時間	各回2時間程度
参加人数想定	各回20人程度
研修端末	研修で使用する端末及びネットワーク回線は一戸町で用意する（講師用の端末についてはこの限りではない）
講師	kintoneに精通した講師とサポートを含め3人以上を配置すること
撮影について	参加できなかった職員向けに庁内限定で公開するための撮影を許可すること（撮影に関わる資機材は一戸町で用意する）
その他	・研修内容や開催時期は事前に一戸町と協議の上決定する ・会場手配や投影機器等は一戸町で準備するが、使用教材等は必要があれば受注者側で印刷・準備すること。

### 第3章 契約条件等

#### 3. 1 受注者としての条件

受注者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 受注者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、一户町から求められた業務の実施において必要な情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。また、本業務の実施予定部門が、JIS Q 27001 (ISO/IEC27001) 又はプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。
- (2) 受注者は、過去2年間において国や地方自治体におけるノーコード開発プラットフォームツールの導入及び概要説明会やハンズオンセミナーなどの活用支援業務に携わった実績を2件以上有すること。（実証を除く）
- (3) 支援拠点が当町から概ね2時間以内にあること。

#### 3. 2 秘密保持

- (1) 受注者は、契約期間中はもとより契約期間終了後であっても、本業務を履行する上で知り得た一户町に係る情報を第三者に開示又は漏えいさせないこととし、そのために必要な措置を講じること。
- (2) 一户町が提供する資料は原則貸出しとし、一户町の指定する日までに返却すること。受注者は、貸与資料についての借用書を一户町に提出すること。なお、受注者は、貸与資料については、複製してはならず、原則として第三者に提供又は閲覧させないこと。また、紛失、破損、滅失することのないよう慎重に取り扱うこと。

(3) (1)の情報及び(2)の資料を第三者に開示することが必要となる場合は、事前に一戸町と協議の上、承認を得ること。

### 3. 3 情報セキュリティの確保

(1) 受注者は、一戸町情報セキュリティポリシーを遵守すること。また、当該ポリシーについては本仕様書「3. 2 秘密保持」の要件に基づき、その内容を秘密にする措置を講じること。

(2) 受注者は、セキュリティを確保するために次に掲げる措置を講じることとし、発生する費用は本業務に含むこと。

① 本業務の履行のために一戸町から提供する重要情報及び本業務の履行において知り得た重要情報については、情報のライフサイクルの観点から管理方法を定め、その秘密を保持し、本業務の目的以外に利用しないこと。

② 本業務の履行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、直ちに一戸町に報告すること。また、受注者は被害状況を把握するために必要な記録類を契約期間終了まで保存し、一戸町の求めに応じて提供すること。

③ 受注者の講じる情報セキュリティ対策が一戸町情報セキュリティポリシーの基準を満たしていない場合には、受注者は、一戸町と協議のうえで追加的なセキュリティ対策を講じること。

④ 本業務の履行における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために、一戸町が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受け入れること（一戸町が選定した事業者による監査を含む）。

(3) 受注者は、本業務の履行にあたり受注者の管理管轄する場所以外で作業を行う場合は、身分証明書を常時本業務従事者に携帯させること。また、関係者の請求があった場合はこれを提示すること。

### 3. 4 個人情報保護に関する事項

(1) 受注者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び当該法律を遵守するために受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

(2) 受注者は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。）の取り扱いに関して、一戸町が提示する個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を取扱うこと。

(3) 受注者は、特定個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持すること。

(4) 受注者は、特定個人情報等を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）に関し、次のとお

り取り扱うこと。

- ① 取扱区域を定め、業務の着手前に書面により一戸町に報告すること。
- ② 取扱区域を変更する場合は、事前に書面により一戸町に申請し、承認を得ること。
- ③ 一戸町が指定する場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報を取扱区域から持ち出さないこと。

### 3. 5 瑕疵担保責任

本業務の成果物に瑕疵<sup>かし</sup>が発見された場合には、受注者は完了検査日から起算して1年間（改正民法の施行後は一戸町が発見してから1年間）、一戸町が指定する期日までに無償で成果物等を修正し、又は、その瑕疵によって生じた損害を賠償すること。

### 3. 6 再委託等

- (1) 受注者は、本業務の全部又は主たる部分を委任、請負等により第三者に実施させないこと。ただし、次の場合においてはこの限りではない。
  - ① 受注者が書面により請負等を受ける業者の名称・住所・請負業務の範囲を事前に一戸町に申請し、その承認を受けた場合
  - ② 受注者が、コピー・ワープロ・印刷・製本・トレース・資料整理・計算処理・翻訳・参考書籍等の購入・消耗品購入・会場借上等の軽微な業務を委託しようとする場合
- (2) (1)に基づき、第三者に業務を委任、請負等する（以下「再委託等」という。）場合は、本仕様書「3. 2 秘密保持」及び「3. 3 情報セキュリティの確保」及び「3. 4 個人情報の保護に関する事項」に従い、当該第三者に対し、秘密の保持及び情報セキュリティの確保について同様の義務を請負契約等において課すこと。
- (3) 受注者が(1)に基づき再委託等する場合において、請負等を受けた第三者が更にその業務の一部を請負等する等複数の段階で請負等が行われるときは、予め当該複数段階の請負等を受ける業者の名称・住所・請負等の業務の範囲を記載した書面（履行体制に関する書面）を一戸町に提出すること。当該書面の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- (4) 受注者が(1)に基づき再委託等する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。なお、再々委託等の場合も同様とする。

### 3. 7 損害賠償、復旧

- (1) 受注者は、本業務の履行中に生じた事故等に対して、発生原因、経過、被害等の状況を直ちに報告し、一戸町の指示を受けること。
- (2) 本業務において、受注者の故意又は過失により、一戸町又は第三者に損害を与えた場合は、本業務の契約金額を上限として受注者の責任において賠償すること。また、本仕様書「3. 6

再委託等」に規定する再委託等を受託したものが、第三者に損害を与えた場合についても同様とする。その場合の賠償の責は受注者が負うものとする。

### 3. 8 権利・義務の譲渡

受注者は、本仕様書「3. 6 再委託等」に規定する再委託に関するものを除き、本業務及び契約から生じる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供しないこと。

### 3. 9 疑義等

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、一戸町と協議の上、一戸町の指示に従い業務を実施すること。
- (2) 本業務の履行に必要な物品の納入及び調整作業等については、本仕様書に明記されていない事項であっても、受注者の責任において用意、実施すること。
- (3) その他本業務の履行に必要と認められる事項については、本仕様書に記載のない事項であっても、一戸町と協議の上、実施すること。